

臨時代理した事件（名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び
任命）の承認について

名張市スポーツ推進審議会条例（昭和49年条例第35号）第1条の規定に基づき名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

平成29年7月3日報告

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

名張市スポーツ推進審議会委員 候補者名簿

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

平成29年6月1日現在							
委員名	〒	住 所	電 話	選 出 団 体 名	役職名	備 考	
中 森 博 文	518-0603	名張市西原町2685-1	65-0298	名張市体育協会	会長		
梶 田 敬 子	518-0713	名張市平尾3068-7	63-0306	名張市スポーツ少年団本部	本部長		
川 谷 滋	518-0632	名張市桔梗が丘南2-2-5	66-4870	名張市レクリエーション協会	会長		
上 嶋 道 弘	518-0445	名張市瀬古口382番地	63-1879	名張市地域づくり代表者会議	策源地づくり委員 会長		
松 尾 笑 介	518-0459	名張市春日丘7-1 (近畿大学工業高等専門学校内)	41-0111	近畿大学工業高等専門学校	准教授		
森 岡 秀 之	518-0753	名張市蔵持町里2076	63-2467	名張市スポーツ推進委員協議会	会長		
松 村 典 彦	518-0472	名張市百合が丘東2番町132-2	61-1231	名賀医師会	理事		
寺 嶋 哲 司	518-0615	名張市美旗中村2380 (北中学校内)	65-1244	名張市小中学校長会		中学校体育連盟 会長	
山 本 寛	518-0605	名張市八幡561	63-3458	名張市身体障害者互助会	副会長		

○名張市スポーツ推進審議会条例

昭和49年10月5日条例第35号

(設置)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本計画その他重要事項の調査、審議を行うためスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく、名張市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の設置及び組織、運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会は、委員10名で組織する。

(会長・副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月4日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。